

横須賀市新市立病院開院支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

横須賀市新市立病院開院支援業務委託の受託者を「公募型プロポーザル」で選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務概要

令和7年夏に開院予定の横須賀市新市立病院について、医療機器・什器整備計画、移転計画及び病院事業収支計画の策定等に関する支援業務とする。

また、詳細については、別紙「横須賀市新市立病院開院支援業務委託仕様書」等によるものとする。

(1) 委託業務名称

横須賀市新市立病院開院支援業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(3) 発注者

横須賀市 横須賀市長 上地 克明

(4) 業務委託費

金 56,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 窓口・お問い合わせ先

横須賀市健康部 市立病院課 新市立病院建設担当

住 所 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所分館2階

電話番号 046-822-9991

電子メールアドレス byoin-kensetsu@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第5条第2項に基づく競争入札参加有資格者名簿（業務委託）に業者名が登録されている者であること。
- (3) 引き続き2年以上の経営実績がある者。ただし、契約規則第4条第2項に該当すると認められた場合は、この限りではない。
- (4) 市長が指定した国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする横須賀市税において、申告すべき期日が到来している税の申告をしている者。
- (6) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号、4号又は5号に該当しない事業者であること。
- (7) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合でないこと。

- (8) 横須賀市指名停止等措置規則（平成22年横須賀市規則第23号）に基づく指名停止期間中でないこと。

5 参加者の条件

参加者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 都道府県もしくは市町村が設置する病院、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院及び独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置する一般病床が300床以上の病院の新築又は改築（一部を除く）に関する「医療機器・什器整備計画支援業務」、「移転計画支援業務」、「病院事業収支計画支援業務」の全てを含む業務を元請として、平成22年4月1日以降に2件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。なお、「医療機器・什器整備計画支援業務」、「移転計画支援業務」、「病院事業収支計画支援業務」とは、それぞれ横須賀市新市立病院開院支援業務委託仕様書 II 1～3に規定する業務内容の全て又は一部を含む業務のこととする。（以下同じ。）
- (2) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を現場代理人にあてること。
- (3) (2)の現場代理人は、平成22年4月1日以降に、都道府県もしくは市町村が設置する病院、医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院及び独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置する病院（それぞれ一般病床が300床以上のものに限る）の新築又は改築（一部を除く）に関する「医療機器・什器整備計画支援業務」、「移転計画支援業務」、「病院事業収支計画支援業務」の全てを含む業務を主たる担当者として1件以上履行した実績があること。
- (4) 本業務を担当する公認会計士を1名以上配置すること。

6 業務受託者特定までの流れ

- (1) 上記4、5の要件を全て満たす参加者が参加表明書（様式1）及び実績を証明する書類（業務委託契約書、業務委託仕様書、技術者届の写し等）を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格確認結果を通知する。また、それに合わせて業務提案書の提出を要請する。
- (3) 業務提案書を受け付けた後、横須賀市職員で構成する「新市立病院開院支援業務事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）がヒアリング審査を実施する。
- (4) ヒアリング審査の結果を参加者へ通知し、合格者に対しては見積書の提出を要請する。
- (5) 見積合わせを実施し、最も低い金額を提示した事業者を業務受託者とする。
- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、選考委員会の判断により、協議の上決定する。

7 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- (1) 令和3年1月20日（水）・・・ プロポーザルの公告
- (2) 令和3年1月26日（火）・・・ 質疑締切（午後5時まで）
- (3) 令和3年1月29日（金）・・・ 質疑回答
- (4) 令和3年2月3日（水）・・・ 参加表明書受付締切（午後5時まで）
- (5) 令和3年2月8日（月）・・・ 参加資格確認、結果通知及び業務提案書提出の要請
- (6) 令和3年3月8日（月）・・・ 業務提案書受付締切（午後5時まで）
- (7) 令和3年3月10日（水）・・・ ヒアリング実施通知

- (8) 令和3年3月19日（金）・・・ヒアリング
- (9) 令和3年3月22日（月）・・・ヒアリング結果通知
- (10) 令和3年3月24日（水）・・・見積合わせ（午後4時）
- (11) 令和3年3月25日（木）・・・見積合わせ結果通知
- (12) 令和3年4月初旬・・・契約締結

8 手続等に関する事項

(1) 資料

ア 配付資料

- ・横須賀市新市立病院開院支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・横須賀市新市立病院開院支援業務委託仕様書
- ・審査項目一覧表
- ・プロポーザル様式集（様式1～7）
- ・新市立病院開院支援業務受託見積書（様式8）
- ・質問書（様式9）
- ・参加辞退届（様式10）
- ・横須賀市新市立病院建設基本計画
- ・横須賀市新市立病院の概要

イ 配付場所

横須賀市ホームページ（以下のURL）からダウンロード

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3125/byoinjigyo/documents/uwamatitatekaekannrennjyouhou.html>

ウ 配付期間

令和3年1月20日（水）から

(2) 質問書の受付及び回答

ア 受付期限

令和3年1月26日（火）午後5時まで

イ 受付場所

上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ

ウ 提出書類

質問書（様式9）

エ 提出方法

電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。

オ 回答方法

令和3年1月29日（金）より横須賀市ホームページ上にて回答を公開する。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間

令和3年1月27日（水）から令和3年2月3日（水）午後5時までに必着のこと。

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 提出方法

郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

持参又は電送による提出は認めない。

ウ 受付場所

エ 提出書類

提出書類	記載内容
参加表明書	様式1による
企業概要書	様式2による
企業の業務実績	様式3による

オ 提出部数

各1部

(4) 参加資格の確認及び業務提案書提出の要請

8 (3) で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認通知を送付する。また、参加資格を有すると認められた者に対しては、併せて提案書要請書を送付する。

(令和3年2月8日付けでメール及び郵送にて)

(5) 業務提案書の受付

ア 受付期間

令和3年3月1日(月)から令和3年3月8日(月)午後5時までに必着のこと。

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 提出方法

郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

持参又は電送による提出は認めない。

ウ 受付場所

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所 新市立病院建設担当行

エ 提出書類

業務提案書(様式4)、様式5から様式7まで

オ 提出部数

各1部

(6) 参加を辞退する場合

業務提案要請書を交付された参加者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式10)」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

9 業務委託候補者の選考に関する事項

参加資格を有すると認められた者に対し、業務提案書及びヒアリング等により総合的に審査し、合格者を特定する。

(1) ヒアリング

ア 実施日

令和3年3月19日(金)

イ 出席者

出席者は2名以内とし、本業務に従事する者に限る。また、配置予定の現場代理人となる者は必ず出席し、プレゼンテーションを行うこと。また、ヒアリング時には会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身に着けないこと。

ウ 実施時間

プレゼンテーションは30分以内。その後、20分程度質疑応答を行う。

エ 実施方法

提出書類の内容に関する質疑応答を行う。事業者からの説明は口頭で行うものとし、パソコン・プロジェクター等の機材の使用は認めない。

オ 審査方法

- ・選考委員会において審査する。
- ・各委員が提案書類とプレゼンテーションの内容を以下の審査基準に基づき採点し、その点数を合計する。
- ・選考委員会の審査において最高点を取得した事業者と、最高点に対して80%以上の得点を取得した事業者で見積合わせを行う。

カ 審査基準

別紙「審査項目一覧表」による。

(2) 結果通知

審査結果については、メール及び郵送で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

10 見積合わせ

(1) 見積合わせ実施日時

令和3年3月24日（水）午後4時

(2) 見積書の提出

見積書（様式8）より、見積書に押印する代表者印により封かん（封筒には必ず会社名、件名を記載）して提出すること。また、見積金額は消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

令和3年3月24日（水）午後3時必着

(5) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

持参又は電送による提出は認めない。

(6) 提出場所

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所 新市立病院建設担当行

(7) その他

見積金額の総額が最も低い金額の事業者を委託事業者に選定する。なお、見積金額の総額が最も低い金額の者が2者以上あるときは、選考委員会の審査において、最も得点の高い者を委託事業者とする。また、この場合において、最も得点の高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

11 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (3) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 見積書において、予定金額を超える見積合計額を提示したとき。
- (5) その他不正な行為があったと認められたとき。
- (6) 上記4、5の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された業務提案書等は無効となる。

12 業務の契約

契約は、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に基づき行う。

13 結果の公表

横須賀市のホームページに審査結果並びに委託事業者の名称を公表する。

14 留意事項

- (1) 参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、横須賀市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。
- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選考作業等において、必要な範囲で複製をする場合がある。なお、提出された書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に基づき公開する場合がある。
- (4) 横須賀市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 横須賀市が提供する資料は、参加に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加者は、参加に当たって知り得た情報を横須賀市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ横須賀市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。
- (9) 提出書類に記載した現場代理人は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、横須賀市が、当該業務の現場代理人を不適切と判断したときは、受注者と協議のうえ、現場代理人の変更を要請する場合がある。
- (10) 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (12) 受注者は、発注者が別途、病院建設・開院に係る業務委託等を行った場合は、コンサルティング会社等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- (13) 本業務は、令和3年4月委託開始の業務であり、令和3年3月の本市議会において、本業務に係る令和3年度予算が議決された時点で業務委託が行われることが決定する。本業務に係る予算が議決されなかった場合には、契約を締結しないものし、その場合、それまでに要した費用については、プロポーザル参加事業者の負担となる。
また、本業務に係る予算額に減額が生じた場合には、仕様書に示した業務内容が縮小される場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害発生に対して、横須賀市は一切責任を負わないものとする。